

# 国民健康保険税を改正

## ●改正後の税率

医療分	改正前	改正後
所得割	7.0/100	7.0/100
資産割	9/100	4.5/100
均等割	26,000円/人	26,000円/人
平等割	21,100円/世帯	21,100円/世帯
限度額	47万円	47万円

  

後期高齢者 支援金分	改正前	改正後
所得割	2.2/100	2.2/100
資産割	1/100	0.5/100
均等割	7,500円/人	7,500円/人
平等割	6,300円/世帯	6,300円/世帯
限度額	12万円	12万円

  

介護分	改正前	改正後
所得割	1.86/100	1.6/100
資産割	1.1/100	0.5/100
均等割	9,100円/人	8,500円/人
平等割	6,400円/世帯	5,900円/世帯
限度額	9万円	10万円

① **税率を改正**  
国民健康保険は、被保険者の皆さんにご負担いただく保険税と国の補助金等によつて運営されています。年々増加する医療費を賄い、健全な運営を図るため、税率と限度額を改正しました。

② **資産割の税率を引き下げ**  
被保険者の固定資産税額に対してかかる資産割の税額を引き下げました。

③ **介護分の税率等の引き下げ**  
率を引き下げました。40歳以上65歳未満の被保険者に対してかかる介護分の税率等を引き下げました。

④ **介護分にかかる課税限度額の引き上げ**  
地方税法の改正により、介護分の課税限度額が9万円から10万円に引き上げられました。

## 税率改正前後の試算額

### 例 夫婦と子ども2人 計4人加入

#### ●夫の所得資産

営業所得 200万円  
(所得割算定基礎額 200万-33万=167万)  
固定資産税 10万円

#### ●妻・子どもの所得資産はなし

※夫婦は40歳以上65歳未満で介護保険2号被保険者とする

改正前 年税額 381,700円  
改正後 年税額 **370,100円**  
381,700-370,100=11,600円  
月々 約966円の減額

	医療分	支援金分	介護分
改正前	所得割	116,900 (167万×7.0%)	31,062 (167万×1.86%)
	資産割	9,000 (10万×9%)	1,100 (10万×1.1%)
	均等割	104,000 (26,000×4名)	18,200 (9,100×2名)
	平等割	21,100	6,400
	年税額	251,000	56,762
	251,000	56,700 (100円未満切捨)	
年税額	381,700円		
改正後	所得割	116,900 (167万×7.0%)	26,720 (167万×1.6%)
	資産割	4,500 (10万×4.5%)	500 (10万×0.5%)
	均等割	104,000 (26,000×4名)	17,000 (8,500×2名)
	平等割	21,100	5,900
	年税額	246,500	50,120
	246,500	50,100 (100円未満切捨)	
年税額	370,100円		

### 例 夫婦2人加入

#### ●夫の所得資産

年金収入 260万円  
(所得割算定基礎額 260万-120万-33万=107万)  
固定資産税 10万円

#### ●妻の所得資産

年金収入 70万円  
(所得割算定基礎額 70万-120万=0)  
固定資産税 なし

※夫婦は65歳以上で介護分については年金より特別徴収とする。

改正前 年税額 202,800円  
改正後 年税額 **197,800円**  
202,800-197,800=5,000円  
月々 約416円の減額

	医療分	支援金分
改正前	所得割	74,900 (107万×7.0%)
	資産割	9,000 (10万×9%)
	均等割	52,000 (26,000×2名)
	平等割	21,100
	年税額	157,000
	157,000	45,840 (100円未満切捨)
年税額	202,800円	
改正後	所得割	74,900 (107万×7.0%)
	資産割	4,500 (10万×4.5%)
	均等割	52,000 (26,000×2名)
	平等割	21,100
	年税額	152,500
	152,500	45,300 (100円未満切捨)
年税額	197,800円	